

国民健康保険料の保険料率を改定します

国民健康保険(国保)は、加入者(被保険者)のみなさんから納めていただいた保険料と国・県からの交付金によって、病気やケガをしたときに保険給付を行う制度です。本市の保険料は、平成30年度と令和3年度に引き下げを行いました。近年、加入者の減少や高齢化、医療費の増加などの影響により、国保の財政運営が厳しい状況が続いています。そこで、加入者のみなさんにこれからも安心して医療を受けられるよう、持続可能な国保財政の運営を行うため、令和6年度において保険料率を改定します。

加入者のみなさんにはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。 国保課年金課 (☎ 82-1179)

令和6年度国民健康保険料率

区分		改定前(令和5年度)	改定後(令和6年度)	増減
(a)医療分	所得割	8.3%	8.3%	据え置き
	均等割	23,400円	23,400円	据え置き
	平等割	21,000円	21,000円	据え置き
(b)後期高齢者支援分	所得割	2.5%	2.8%	0.3%
	均等割	6,900円	8,000円	1,100円
	平等割	6,300円	7,100円	800円
(c)介護分 (40~64歳の人のみ)	所得割	2.0%	2.4%	0.4%
	均等割	6,300円	7,700円	1,400円
	平等割	4,200円	5,100円	900円

国民健康保険料の算定方法

保険料 = (a)医療分 + (b)後期高齢者支援分 + (c)介護分

(a)医療分 (b)支援分 (c)介護分	=	所得割額 加入者全員の前年分の所得金額から 基礎控除額を差し引いた額×所得割率	+	均等割額 加入者数×均等割額	+	平等割額 1世帯あたりにかかる額
----------------------------	---	--	---	--------------------------	---	----------------------------

■保険料軽減制度(手続き不要)

- 前年所得一定基準以下の場合の均等割と平等割
- 未就学児にかかる均等割

※該当する人には、軽減後の納入通知書を送付します。(ただし、前年分の所得の申告をしていることが必要です)

※失業等により収入が減少し、保険料の納付が困難な人は減免を受けられる場合があります。減免の要件がありますので、詳しくはご相談ください。

令和6年度国民健康保険料モデルケース

◎モデルケース1 世帯主70歳、妻70歳の2人世帯(世帯主のみ年金収入あり)

年金収入額	軽減	令和5年度年間保険料	令和6年度年間保険料	増減
153万円以下	7割	26,370円	27,270円	+900円
170万円	5割	62,310円	64,320円	+2,010円
230万円	2割	153,480円	158,190円	+4,710円

◎モデルケース2 世帯主45歳、妻45歳、子8歳、11歳の4人世帯(世帯主のみ営業所得あり)

営業所得額	軽減	令和5年度年間保険料	令和6年度年間保険料	増減
200万円	2割	333,200円	351,310円	+18,110円
400万円	軽減なし	622,260円	656,150円	+33,890円
600万円	軽減なし	878,260円	926,150円	+47,890円